



鳥取県公報

平成16年1月6日(火)

号外第1号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	大規模小売店舗に関する新設の届出に対する意見書の提出(1)(経済交流課)..... 1
	公有水面の埋立ての免許の出願(2)(空港港湾課)..... 2

告 示

鳥取県告示第1号

平成15年鳥取県告示大509号(大規模小売店舗の新設の届出について)により告示した(仮称)PLANT-5 境港市に係る大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定に基づく新設の届出について、同法第8条第1項の規定に基づく意見書が提出されたので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成16年1月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 意見書を提出した市町村

境港市

2 市の意見の概要

(1) 交通について

ア 来客者の交通手段は、店舗の商圈範囲、所在地の地理的状況等から自動車の占める割合が大きいと予想されるが、円滑な交通整理を図るため、交通の状況を見ながら誘導員による交通整理等、適切な対策を願いたい。特に、当初開店時には混雑が予想されるため、誘導員の増員等積極的な対策に努められたい。

イ 国道431号夢みなと公園入口交差点等交通渋滞が予想される箇所の交通を緩和するため、駐車場出口に松江市方面、境港市内、米子市方面等の行き先別に適切な交差点への誘導看板を設置する等の対策を図られたい。

ウ 駐車場の出入口及び駐車場内における事故を防ぐため、標識、停止線等を適切に設置されるとともに、営業時間が22時までとなっていることから照明設備等についても配慮すること。特に、歩行者の安全確保について、歩道前で自動車の一時停止等に十分な配慮をすること。

エ 駐車場の利用者に対しては、アイドリング・ストップの励行や、夜間のクラクション及びカーステレオの自粛等についての看板等で周知すること。

オ 夢みなと橋付近の交差点への信号機の設置、国道431号から竹内工業団地へ進入する各交差点の交通の渋滞の緩和のための信号時間の調整並びに右折及び左折のための信号を設置する等、交通安全及び交通の渋滞の緩和に努められたい。

(2) 廃棄物について

循環型社会の形成に向けて、廃棄物の排出を抑制し、並びに資源としての再生及び再利用を積極的に推進するとともに、廃棄物及び資源物の排出方法、保管方法等に関して関係機関と協議し、適切な対応をされたい。特に、過剰な包装の廃止、資源物（ペットボトル、発砲スチロール等）等の店頭回収への協力等廃棄物の発生を未然に防ぐとともに、循環を促進するための取組を願いたい。

(3) 騒音防止その他の環境維持について

ア 業務用室外機等の定常騒音については、故障及び老朽化により通常の騒音レベルより大きくなることがあるため、維持管理を適切に行い、騒音の防止に努めること。また、営業時間が22時までとなっているため、店舗の内外における案内放送の音量を時間帯に応じて調整する等の配慮を行うこと。

イ 苦情が生じた場合、届出者の責任において誠意をもって解決すること。

ウ 店舗の閉店後は、若年者が集まることによる騒音の問題が発生しないよう、店舗の施錠等の管理を徹底すること。

エ 犯罪の防止のため、防犯のための撮影機器の設置等について積極的に取り組むこと。

3 縦覧に供する期間

平成16年1月6日から1月間

4 縦覧に供する場所

鳥取市東町一丁目220

鳥取県商工労働部経済交流課

米子市鞆町一丁目160

鳥取県西部総合事務所県民局

境港市上道町3000

境港市産業環境部通商課

鳥取県告示第2号

公有水面の埋立ての免許の出願があったので、公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次のとおり告示する。

その願書及び関係図書は、この告示の日から起算して3週間鳥取県県土整備部空港港湾課及び羽合町役場農政課に備え置いて公衆の縦覧に供する。

平成16年1月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 出願人の名称、代表者の氏名及び住所

羽合町

羽合町長 井上 正直

東伯郡羽合町大字久留19 - 1

2 埋立区域

(1) 位置

東伯郡羽合町大字橋津字二ノ浜屋敷584 - 1及び812の地先公有水面

(2) 区域

次の1の地点から6の地点までを順次に直線で結んだ線及び6の地点と1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 東伯郡羽合町大字宇野字水谷21 - 4に所在する赤坂3等三角点（北緯35度30分27秒333、東経133度54分3秒963）から275度34分16秒、2,477.38メートルの地点

- 2の地点 1の地点から352度29分53秒、65.65メートルの地点
3の地点 2の地点から82度29分53秒、60.00メートルの地点
4の地点 3の地点から352度29分53秒、18.50メートルの地点
5の地点 4の地点から82度29分53秒、34.50メートルの地点
6の地点 5の地点から172度29分53秒、68.39メートルの地点

(3) 面積

6,100.12平方メートル

3 埋立に関する工事の施行区域

(1) 位置

東伯郡羽合町大字橋津字二ノ浜屋敷501、502、584 - 1及び812並びに同字584 - 1及び812の地先公有水面

(2) 区域

次のAの地点からDの地点までを順次に直線で結んだ線及びDの地点とAの地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 東伯郡羽合町大字宇野字水谷21 - 4に所在する赤坂3等三角点(北緯35度30分27秒333、東経133度54分3秒963)から274度52分3秒、2,541.46メートルの地点

Bの地点 Aの地点から6度51分23秒、243.06メートルの地点

Cの地点 Bの地点から82度44分42秒、201.55メートルの地点

Dの地点 Cの地点から172度25分39秒、234.60メートルの地点

(3) 面積

54,499.95平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 出願年月日

平成15年12月1日

